内閣官房令

○内閣官房令第一号

国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）第一条第二号及び第二条第四項の規定に基づき、寒冷地手当支給規則の一部を改正する内閣官房令を次のように定める。

令和六年三月二十五日

内閣総理大臣　岸田　文雄

寒冷地手当支給規則の一部を改正する内閣官房令

寒冷地手当支給規則（昭和三十九年総理府令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（日割計算の額等） **第五条**　法第二条第四項の内閣総理大臣が定める額は、同条第一項又は第二項の規定による額を同条第四項各号に掲げる場合に該当した月の現日数から一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第六条第一項に規定する週休日並びに同条第三項及び同法第八条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日の日数の合計日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算して得た額とする。 ２　［略］	（日割計算の額等） **第五条**　法第二条第四項の内閣総理大臣が定める額は、同条第一項又は第二項の規定による額を同条第四項各号に掲げる場合に該当した月の現日数から一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第六条第一項に規定する週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算して得た額とする。 ２　［同上］

別表（第一条関係）

所在地	官署
岩手県	
宮古市小山田一の一の一	盛岡地方法務局宮古支局
宮古市小山田一の一の一	函館税関釜石税関支署宮古出張所
宮古市小山田一の一の一	宮古税務署
宮古市小山田一の一の一	宮古公共職業安定所
宮古市川井第五地割一一六の三	三陸北部森林管理署川井森林事務所
宮古市川井第五地割一一六の三	三陸北部森林管理署平津戸森林事務所
宮古市藤の川四の一	東北地方整備局三陸国道事務所
宮古市佐原三の二一の四	東北地方整備局三陸国道事務所宮古維持出張所
宮古市千徳第一四地割二九の五	東北地方整備局三陸国道事務所宮古西維持出張所
宮古市小山田一の一の一	岩手運輸支局
宮古市日立浜町一一の三〇	東北地方環境事務所三陸復興国立公園管理事務所
釜石市小佐野町三の八の二四	釜石税務署
釜石市小川町一の二の八	三陸中部森林管理署釜石森林事務所
下閉伊郡山田町豊間根第三地割一六〇の二	三陸北部森林管理署豊間根森林事務所
［略］	［略］

別表（第一条関係）

所在地	官署
岩手県	
宮古市小山田一の一の一	盛岡地方法務局宮古支局
宮古市小山田一の一の一	函館税関釜石税関支署宮古出張所
宮古市小山田一の一の一	宮古税務署
宮古市小山田一の一の一	宮古公共職業安定所
宮古市川井第五地割一一六の三	三陸北部森林管理署川井森林事務所
宮古市川井第五地割一一六の三	三陸北部森林管理署平津戸森林事務所
宮古市藤の川四の一	東北地方整備局三陸国道事務所
宮古市佐原三の二一の四	東北地方整備局三陸国道事務所宮古維持出張所
宮古市千徳第一四地割二九の五	東北地方整備局三陸国道事務所宮古西維持出張所
宮古市小山田一の一の一	岩手運輸支局
宮古市日立浜町一一の三〇	東北地方環境事務所宮古自然保護官事務所
釜石市小佐野町三の八の二四	釜石税務署
釜石市小川町一の二の八	三陸中部森林管理署釜石森林事務所
下閉伊郡山田町豊間根第三地割一六〇の二	三陸北部森林管理署豊間根森林事務所
［同上］	［同上］